

【参考】小中一貫教育について

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

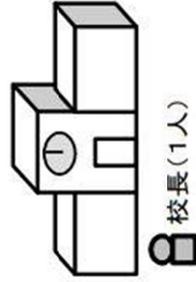
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

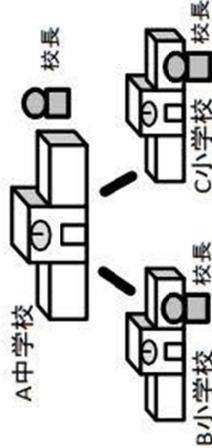
・新たな学校種(一つの学校)

⇒一人の校長、
一つの教職員組織

修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



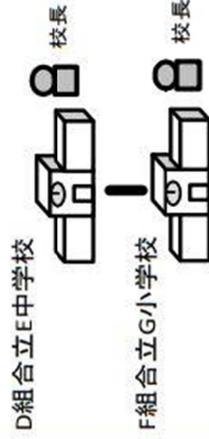
②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

小中一貫型小学校・中学校

・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引 (文部科学省) より

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	小中一貫型小学校・中学校 中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程	9年間の教育目標の設定 9年間の系統性・体系的に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自の教科の設定 指導内容の入替え・移行	○	○
施設形態		○	×
設置基準	前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
通学距離	おおむね6km以内	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
設置手続き	市町村の条例	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内 市町村教育委員会の規則等	

小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（文部科学省）より